

# 定 款

## 第1章 総 則

### (商号)

第1条 当会社は、株式会社シー・コミュニケーションと称する。

### (目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 自動車用部品の製造及び販売
- 2 中古自動車及び新車の売買
- 3 コンピュータのソフトウェアの開発及び販売
- 4 翻訳及び通訳の派遣
- 5 前各号に附帯する一切の業務

### (本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を神戸市に置く。

### (公告方法)

第4条 当会社の公告方法は、官報に掲載する方法により行う。

## 第2章 株 式

### (発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、1,000株とする。

### (株券の不発行)

第6条 当会社の株式については、株券を発行しない。

### (株式の譲渡制限)

第7条 当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

### (株主名簿記載事項の記載等の請求)

第8条 当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に株式取得者と

その取得した株式の株主として株主名簿に記載又は記録された者又はその相続人その他一般承継人が記名押印し、共同して提出しなければならない。

第1項の規定にかかわらず、法務省令で定める事由による場合は、株式取得者が単独で請求することができる。その場合には、その事由を証する書面を提出しなければならない。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第9条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第10条 前2条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第11条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又はきろくされた議決権を有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利行使することができる者を確定するため必要があるときは、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(株主の住所等の届出)

第12条 当会社の株主及び質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

### 第3章 株主総会

(株主総会の権限)

第13条 株主総会は、会社法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議することができる。

(招集)

第14条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に召集し、臨時株主総会は、必要あるときに隨時これを招集する。

(招集権者及び議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。

代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の決議権の過半数をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

第17条 取締役又は株主が株主総会の決議の目的である事項について、提案をした場合において、当該提案につき議決権を行使することができる株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示したときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第18条 株主総会議事録については、法務省令で定めるところによりその経過の要領及びその結果等を記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

## 第4章 株主総会以外の機関

(取締役会の設置)

第19条 当会社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

第20条 当会社は、取締役5名以内を置く。

当会社の取締役は、株主でなければならない。

(代表取締役及び社長)

第21条 当会社は、代表取締役1名を置き、取締役会の決議により取締役の中からこれを定める。

代表取締役は社長とし、会社を代表し、会社の業務を執行する。

(監査役の設置及び監査役の員数)

第22条 当会社は、監査役1名を置く。

(監査役の権限の範囲)

第23条 当会社の監査役の監査の範囲は、会計に関するものに限る。

(取締役及び監査役の選任)

第24条 取締役及び監査役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役及び監査役の任期)

第25条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

補欠又は増員により選任された取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。

補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期と同一とする。

(取締役会の招集及び議長)

第26条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長がこれを招集する。代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わって招集する。

取締役会の招集通知は、会日の5日前までに各取締役及び監査役に對して発する。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議方法)

第27条 取締役会の決議は、決議に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

取締役が提案した決議事項について、当該提案につき議決権を行使することができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会議事録)

第28条 取締役会議事録については、法務省令の定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名しなければならない。

(報酬)

第29条 取締役及び監査役の報酬は、株主総会の決議によって定める。

## 第5章 計 算

(事業年度)

第30条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第31条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主及び登録質権者に対して行う。

剰余金の配当がその支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

## 第6章 附 則

(設立に際して発行する株式)

第32条 当会社の設立に際して発行する株式の総数は、40株とし、その発行価額は1株につき金5万円とする。

(設立に際して出資される財産の価額又はその最低額)

第26条 当会社の設立に際して出資される財産の最低額は金200万円とし、その全額を資本金とする。

(最初の事業年度)

第27条 当会社の最初の事業年度は当会の社成立の日から、平成19年3月

31日までとする。

(設立時取締役)

第28条 当会社の設立時取締役は、次のとおりとする。

設立時取締役 西本 聰、 高山 良宏、 中島 美芳

設立時監査役 藤原 裕久

(発起人の氏名、住所及び引受株数)

第29条 発起人の氏名、住所及び引受株数は、次のとおりである。

神戸市垂水区本多聞3丁目11番13号

普通株式 30株 西本 聰

兵庫県明石市松が丘 丁目 番 号

普通株式 10株 高山 良宏

(定款に定めのない事項)

第30条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

以上、株式会社シー・コミュニケーションを設立するために、この定款を作成し、発起人が次にこれに記名押印する。

平成18年5月1日

発起人 西本 聰

西  
(実印)

発起人 高山 良宏

高  
(実印)

西 高  
(実印)